

平成 30 年 12 月 7 日

各建設業団体の長様

広島県土木建築局長  
〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
建設産業課

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（通知）

広島県の建設行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、かねてから元請業者に対する指導をお願いしていますが、資金需要の増大が予想される冬期には、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要です。

しかしながら、依然として元請下請間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責に依らないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在すると指摘されています。

また、未だ不適正な施工体制や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられることから、施工管理のより一層の徹底が求められています。

ついては、貴団体におかれましても、会員の建設業者に対してこの通知内容を周知し、指導してください。

担当 建設業グループ

電話 (082)513-3822 (ダイヤル)



広島県収受	
第	号
30.12.-6	
処理期限	日
分類番号	保存年限

国土建推第22号  
 国土建労第1141号  
 平成30年12月3日

広島県土木建築局長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長



建設市場整備課長



下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところであるが、今般、別添のとおり国土交通大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところである。

今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。

しかしながら、元請負人と下請負人之间において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、未だ不適正な施工体制や安全管理の不徹底に起因する工事現場における事故の発生が見受けられる。

については、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実し、発注部局、当省建設業許可部局との連携強化、知事許可業者に対する指導監督の強化、建設業者等に対する研修会の開催、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の周知・活用等を通じて、さらなる下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底、技能労働者の賃金水準の確保等に努められたい。